

求人者・求職者の皆様へ

事業所名 一般社団法人 グローバル愛知
許可番号 (23-ユ-301612)

■返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度は以下のとおりです。

1. 求人者（以下「甲」という）と、一般社団法人グローバル愛知（以下「乙」という）とは、採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、甲は、乙に対し、次の基準で本件報酬を返還請求することができる。但し、退職事由が採用決定者に対する労働条件について本件雇用契約の内容が異なることによるための退職または、甲の責に帰する事由による退職の場合はこの限りではない。
入社辞退、退職、解雇が
入社後 1 ヶ月未満の場合：本件報酬の 100%
入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合：本件報酬の 50%
入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合：本件報酬の 20%
2. 甲は採用者の退職後 2 週間以内に乙指定の雇用終了報告書とともに採用者が提出した退職届の写し等の証明書を提出して返還の請求を行う。